

高崎市第5次男女共同参画計画（素案）の概要

【計画策定の趣旨】

「第5次男女共同参画計画」は、令和3年度に実施した市民アンケート・事業所調査の結果や、男女共同参画審議会の答申を踏まえ、令和4年度で計画期間の終了する高崎市第4次男女共同参画計画の後継計画として策定するものです。

【計画の期間】

2023年度～2027年度（5か年計画）

【本計画で強調した視点】

- 男女共同参画意識のさらなる浸透
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 職業生活における女性の活躍推進
- 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化

【第5次計画の体系】

| 基本目標 | 基本方針 | 基本課題（実施施策） |
|---------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ 男女平等の意識づくり | 1 男女平等・男女共同参画の意識づくり | (1) 男女平等・男女共同参画の意識づくりのための啓発の展開 ◇意識啓発のためのセミナーなどの展開 ◇広報紙などによる情報の提供 ◇市の刊行物における表現の配慮 |
| | | (2) 事業所における男女平等・男女共同参画の取り組みの促進 ◇事業所に対する雇用の均等や待遇の確保、ハラスメント防止等の促進 ◇市職員に対する意識啓発のための研修の実施 |
| | | (3) 性の多様性に関する理解の促進 ◇性の多様性に関する理解の促進 |
| | 2 男女平等教育の推進 | (4) 学校教育等における男女平等教育の推進 ◇幼稚園・小学校・中学校の教職員への意識啓発 ◇保育関係者への意識啓発 ◇男女混合名簿の継続 ◇児童生徒に対する啓発 |
| Ⅱ 男女共同参画による社会づくり | 3 あらゆる分野における女性の参画拡大 | (5) 附属機関等への女性の参画の推進 ◇審議会等附属機関での女性委員の登用の推進 ◇農業委員に占める女性委員の増加の推進 |
| | | (6) 事業所における女性の人材育成と登用の促進 ◇事業所における女性の人材育成と登用の促進 ◇市役所における男女の偏らない職員採用と職域の拡大 ◇市役所における女性の管理職登用の推進 |
| | | (7) 自営や起業における女性の活躍の促進 ◇創業支援セミナーの実施及び情報の提供 ◇創業者のための融資制度の周知 ◇農業経営における家族経営協定締結の促進 |

| | | |
|-----------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり | 4 仕事と生活の両立支援 | (8) ワーク・ライフ・バランスの推進 ◇男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成 ◇男性の生活力・自活力を高めるための講座の開催 ◇女性のワーク・ライフ・バランスを推進する講座の開催 ◇マタニティクラスの開催 ◇育児・介護休業制度の周知と情報の提供 |
| | | (9) 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組の推進 ◇育児・介護休業制度の導入と、取得しやすい環境づくりの促進 ◇長時間労働の是正と男性の育児休業取得の推進 ◇市役所職員の育児・介護に関する休暇及び休業取得の推進 |
| | 5 「働き方改革」・「柔軟な働き方」の推進 | (10) 多様な働き方の促進と就労支援 ◇多様な働き方に関する啓発 ◇市民就業相談の実施 ◇就職支援セミナーの実施 |
| | | (11) 子育て支援・介護サービスの充実 ◇多様な保育サービスの提供 ◇ファミリー・サポート・センター事業の推進 ◇子育てに関する情報提供や相談・支援体制の充実 ◇ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施 ◇放課後児童クラブと児童館の充実 ◇介護サービスの充実 ◇高齢者サービスに関する情報提供や相談体制の充実 |
| | 6 地域活動等における男女共同参画と支援 | (12) 地域活動・市民活動の運営等における男女共同参画の推進 ◇地域活動等における男女共同参画の促進 ◇PTAの運営における男女共同参画の促進 ◇学校評議員等の男女共同参画の促進 |
| | | (13) 市民活動への支援とネットワークの促進 ◇市民活動への支援とネットワークづくりの促進 |
| | 7 あらゆる暴力の根絶 | (14) 女性に対する暴力の根絶のための啓発 ◇人権侵害の正しい理解や被害防止のためのセミナーなどの実施 ◇女性に対する暴力の防止のための啓発活動の推進 ◇若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発 ◇セクシュアル・ハラスメント防止対策の実施 |
| | | (15) 配偶者等からの暴力被害者支援の充実 ◇相談窓口の周知と被害者の早期発見 ◇相談体制の充実と相談員の資質の向上 ◇被害者の安全確保と自立のための支援の実施 ◇関係機関・団体との連携強化 |
| | 8 自立支援の取り組み | (16) 困難を抱えた人々が自立するための相談・支援体制の充実 ◇男女共同参画相談の実施 ◇家庭児童相談事業の実施 ◇ひとり親家庭への支援の実施 ◇生活困窮者自立相談支援事業の実施 |
| | 9 防災分野における取り組みの推進 | (17) 防災における男女共同参画の推進 ◇男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進 ◇地域防災活動における女性の参画の促進 |